

報告第4号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月13日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

令和３年３月３１日

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市条例第 1 4 号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和 2 5 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条の 4 の 2 第 4 項中「所得税法第 1 9 8 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 3 5 条の 1 0 第 3 項」を加える。

第 3 0 条の 4 の 3 第 4 項中「所得税法第 2 0 3 条の 6 第 5 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 3 5 条の 9 第 1 項第 1 号中「本条、次条第 2 項及び」を「この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 3 5 条の 1 0 に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 4 8 条の 1 8 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第63条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第22項を削り、同条第23項を同条第22項とし、同条第24項を同条第23項とする。

附則第12条の4の見出しを「（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）」に改める。

附則第12条の5の見出しを「（令和4年度又は令和5年度における土地の

価格の特例)」に改め、同条第１項中「令和元年度分又は令和２年度分」を「令和４年度分又は令和５年度分」に改め、同条第２項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」に、「令和２年度分」を「令和５年度分」に改める。

附則第１３条の見出しを「（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）」に改め、同条第１項中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改める。

附則第１３条の３の見出しを「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例）」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改める。

附則第１４条の見出しを「（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に、「得た額」を「得た額。以下この条において同じ。）」に、「得た額を」を「得た額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を」に改める。

附則第１７条の２第１項中「平成３０年度から令和２年度」を「令和３年度から令和５年度」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１７条の３中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１７条の３の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第 20 条の見出しを「（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

附則第 20 条の 3（見出しを含む。）中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

附則第 21 条の見出しを「（農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に、「得た額）」を「得た額。以下この条において同じ。）」に、「得た額を」を「得た額（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 4 1 項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第 4 1 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第 4 1 項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置

等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、個人の市民税における退職所得申告書の電子申告制度の創設、固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、軽自動車税の環境性能割の非課税措置の延長等の措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行うものである。
第 3 0 条 の 4 の 2 第 4 項	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書	給与所得者の扶養親族申告書について、電子申告により提出することができる要件を退職所得申告書の電子申告に係る要件と同様とするものとする。
第 3 0 条 の 4 の 3 第 4 項	個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書	公的年金等受給者の扶養親族申告書について、電子申告により提出することができる要件を退職所得申告書の電子申告に係る要件と同様とするものとする。
第 3 5 条 の 9 第 1 項	特別徴収税額	規定の整備
第 3 5 条 の 1 0 第 3 項 第 4 項	退職所得申告書	退職所得申告書について、当該申告書を経由する退職手当の支払者が一定の要件を満たす場合には、電子申告により提出することができるものとする。
第 6 3 条 の 4	環境性能割の税率	規定の整備
附則第 1 2 条 の 2 第 3 項～ 第 2 3 項	法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合	規定の整備

附則第 12 条の 4	土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義	規定の整備
附則第 12 条の 5 第 1 項 第 2 項	令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例	令和 4 年度又は令和 5 年度の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格として当該年度分の固定資産税の課税標準とするものとする。
附則第 13 条 第 1 項～ 第 5 項	宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例	宅地等に対して課する固定資産税の特例について、令和 3 年度から令和 5 年度まで現行と同様の措置を継続し、その上で、令和 3 年度に限り、当該措置等により税額が増加する宅地等については、令和 2 年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとする。
附則第 13 条の 3	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の課税の	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例について、令和 3 年度から令和 5 年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。

	特例	
附則第 14 条	農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例	農地に対して課する固定資産税の特例について、令和 3 年度から令和 5 年度まで現行と同様の措置を継続し、その上で、令和 3 年度に限り、当該措置等により税額が増加する農地については、令和 2 年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとする。
附則第 17 条の 2 第 1 項 第 2 項	特別土地保有税の課税の特例	規定の整備
附則第 17 条の 3	軽自動車税の環境性能割の非課税	軽自動車税の環境性能割の非課税措置の適用期間を 9 箇月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までとするものとする。
附則第 17 条の 3 の 2 第 2 項	軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例	規定の整備
附則第 20 条 第 1 項～ 第 5 項	宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例	宅地等に対して課する都市計画税の特例について、令和 3 年度から令和 5 年度まで現行と同様の措置を継続し、その上で、令和 3 年度に限り、当該措置等により税額が増加する宅地等については、令和 2 年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとする。
附則第 20 条の 3	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例について、令和 3 年度から令和 5 年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。

	画税の課税の特例	
附則第 21 条	農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例	農地に対して課する都市計画税の特例について、令和 3 年度から令和 5 年度まで現行と同様の措置を継続し、その上で、令和 3 年度に限り、当該措置等により税額が増加する農地については、令和 2 年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとする。